

■ 重要なお知らせ

～ 本工事は、「低入札価格調査制度」の対象工事です ～

1. 低入札価格調査制度とは

- ・ 入札価格が調査基準価格を下回った場合でも一律に失格にはなりません。
- ・ 応札業者から積算根拠等を確認するための調査資料を提出していただきます。
- ・ 入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査したうえで落札者を決定します。
- ・ 発注者による調査の中で以下の2つの失格基準を確認し、いずれかの基準を下回る入札があった場合には失格となります。

※価格失格基準：入札価格（総額）に対する基準

※数値的判断基準：費目ごとに設けた基準（いずれかの費目基準を下回れば失格）

2. 調査資料の提出とは

- ・ 低入札となった場合、開札後に発注者からその旨連絡（文書通知等）があります。
- ・ 連絡を受けた場合は、開札日から3日以内に、調査項目が17種類以上の調査資料を必ず提出していただきます。
- ・ 調査資料を提出されない場合は、「入札参加者に対する指名停止措置」の対象となりますのでご注意ください。

3. 低入札価格により契約することとなった場合には

- ・ 発注者による調査の結果、低入札価格により契約することとなった場合は、様々な制約があります。

（例）監督体制の強化、前払金の率の制限、契約保証金の嵩上げ納付、
配置技術者の現場代理人との兼務不可、瑕疵担保期間延長、
工事成績評定点が基準を下回る場合に次年度以降の入札参加不可、
技術者の追加配置 等

※「調査基準価格」の算定方法など低入札価格調査制度の詳細は
以下のURLでご確認ください。

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/